

社会福祉法人パール パール代官山 介護老人福祉施設契約書

＜平成 27 年 4 月 1 日現在＞

様（以下「利用者様」といいます）と特別養護老人ホーム「パール代官山」（以下「事業所」といいます）は、介護老人福祉施設におけるサービスのご利用について次の通り契約いたします。

○第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者様に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者様は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第 2 条（契約期間と契約の終了）

- 1 契約期間は令和 年 月 日から、利用者様の要介護認定の有効期間満了日までです。
- 2 契約満了の 7 日前までに、利用者様から事業者に対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。
- 3 利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業所が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ②事業所が利用者様の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③事業所が利用者様やその家族様に、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 事業所は、利用者様又は家族様等の関係者様が、事業所や事業所の職員、他の利用者様に対して本契約を継続しがたいほどの業務の妨害や不信行為等を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者様の要介護区分が、要支援、要介護 1、要介護 2、または自立と認定された場合
 - ②利用者様が死亡された場合
 - ③利用者様のサービス利用料金が支払われず、再度請求を受けたにもかかわらず、7 日以内にお支払いいただけない場合
 - ④やむを得ない事情により、事業所が当施設を閉鎖、縮小する場合

○第 3 条（料金）

- 1 事業者が提供する介護老人福祉施設サービスに対する料金規定は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。利用者様は、【契約書別紙】に定める利用料金等をもとに計算された合計額を支払います。
- 2 保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、厚生労働大臣が定める介護老人福祉施設サービス費を事業者にお支払いいただきます。その際、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日関係市区町村窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○第 4 条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に施設介護サービスの計画の作成に関する業務を担当させます。介護支援専門員は利用者様について解決すべき課題を把握し、目標、その達成時期、サービス内容、留意点などを盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 事業者は 6 ヶ月に 1 回、もしくは利用者様の心身状態の変化、ご家族の要請に応じて施設サービス計画の変更を検討します。
- 3 施設サービス計画の作成・変更の際は、その内容を利用者様、ご家族に説明いたします。

○第5条（秘密保持）

- 1 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者様または家族様から同意を得ない限り、利用者様または家族様の個人情報を用いません。

○第6条（賠償責任）

- 1 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償します。
- 2 ただし、利用者様が契約締結時に、その疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合には、その限りではありません。

○第7条（中途退所）

- 1 利用者様は事業者に対して申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料金は事業所と合意した退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者様の体調が良好でなく施設の生活に支障があると判断した場合、または施設で提供できない医療行為が必要となった場合サービスを中止することができます。この場合の料金は退所日までの日数を基準に計算します。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者様が入院し3ヶ月を超える場合、本契約は終了となります。この場合の料金は入院日（退所日）までの日数を基準に計算します。

○第8条（急変時の対応）

事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとるなど必要な対応をいたします。

○第9条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置します。そして、自ら提供したサービスに関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

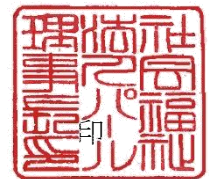
○第10条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者様と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業所が署名捺印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール 特別養護老人ホーム「パール
代官山」
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
Tel.03-5458-4811
代表者氏名 理事長 新谷弘子



◇利用者様 住 所
氏 名

印

◇代理人 住 所
氏 名

印